**事業所の指定更新申請の手続きの取扱いについて**

　事業者は、事業に係る指定を受けて、６か年が経過する前に、その更新を受けなければその効力を失い、指定の更新申請が必要になります。指定の更新をする場合は、指定更新日の４０日以上前までに「指定更新申請書」の提出が必要です。

　**指定の有効期間満了日までに「指定更新申請書」の提出がなかった事業所については、指定の有効期間満了日をもって廃止**とし、引き続き事業所を運営する場合は、**新規の指定申請**の手続きを行うこととします。

介護保険法第79条の2第2項に

「更新の申請があった場合において、同項の期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。」

とあり、

この法の解釈について以下のとおり山口県長寿社会課に問い合わせをし、

「例えば、指定の有効期間が2024/12/31までの事業所があったとして、有効期間の満了日までに指定更新の書類の提出がなかったが、2025/1/6付けで指定更新の書類の提出が事業所からあった場合、1/6付けで1/1からの指定更新として通知を出せば、指定の効力を失わずに更新の手続きができるということでしょうか。

あるいは、満了日（2024/12/31）までに指定更新の書類の提出があった場合に、2025/1/1以降の日付で指定更新の通知を出せば、2024/12/31以降も指定の効力が有効ということでしょうか。」

以下のとおり回答を得ました。

「お示しの解釈のうち後者と考えます。

指定有効期間の満了までに更新申請が行われなかった場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うことになります。

なお、貴市が設定した提出期限を過ぎて提出された指定更新申請の受付の可否については、貴市において適切にご判断されるものと考えます。」

　以上のことを踏まえて、指定更新申請の手続きについては、介護保険法に則り**指定の有効期間満了日までに「指定更新申請書」の提出があった事業所に限り、更新の手続きを行う**こととしますので、ご注意ください。

なおこの処置に関しては、**令和７年４月以降の更新分から適用**するものとします。